

平成 2 3 年 3 月 4 日 開会
平成 2 3 年 3 月 2 2 日 閉会

平成 2 3 年
第 1 回 定例会 会議録
(第 2 日 3 月 7 日)

小豆島町議会

平成23年第1回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成23年3月7日(月)午前9時30分開議

- 第1 「議案第3号・小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について」から「議案第22号・平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託

- 第2 発議第1号 環太平洋経済連携協定(TPP)への参加に慎重な対応を求める意見書
(議員発議)

開議 午前9時30分

議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

大変お忙しいところ、金曜日に引き続きお集まりくださいますとありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午前9時30分）

直ちに日程に入ります。日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 「議案第3号 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について」から「議案第22号 平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託

議長（秋長正幸君） 日程第1、「議案第3号 小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例について」から「議案第22号 平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算」に対する質疑、討論、採決及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

審議の方法であります。この際1議案ごとに審議を行い、本日採決できる議案は直ちに採決し、採決できない議案については関係常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

それでは、1議案ごとに審議を行います。

初めに、議案第3号小豆島町特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第4号小豆島町乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今回の条例改正は、乳幼児医療費の無料化の年齢引き上げということで、これ自体は歓迎するものですが、1点質問をさせていただきます。

町長は、施政方針の中で子育て支援、次世代支援は、小豆島においては他の地域以上に待たなしの重要な課題ですと述べられました。この乳幼児医療費の無料化年齢については、県下の他の市町、まんのう町、善通寺市、三豊市、観音寺市では中学校卒業まで無料になっております。その他の地域でも県の年齢より独自施策で引き上げているところが県内過半数になっております。そういう中で、小豆島町でこの地域以上にこの子育て支援が重要だと言われているのに、なぜ今回中学校卒業までに引き上げをされなかったのか、その理由をお尋ねいたします。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 町長の施政方針にもありましたとおり、来年度予算におきまして新規子育て支援施策としましていろいろな事業を計画いたしております。例えば、施策の中でいろいろと項目が述べられました。病児・病後児保育推進とか、修学資金の貸付枠の拡大とか、それから家庭女性相談員の配置等々を合わせますと、1千数百万円の金額というふうな事業を新たに計画されております。そういったことなんかを全部、すべてをかんがみまして、費用対効果等を考えますと、それ一点に絞るんじゃなくて幅広く子育て支援に取り組んでまいるという方向性、そういったものを示された内容だというふうに理解しております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 先ほどの担当課長の答弁は、ちょっと的を射ていないというふ

うに思うんですね、射てないですね。

やはり、今住民、お母さん方なんかが本当に求めているのは、子供たちが病気になったときに、医療体制含めて安心して医療が受けられる、そういう状況が今求められているというふうに思うわけです。当初、私たちなんかでも、とめは小学校卒業までというふうなことを町にも提案いたしました。全国的な流れとしてはやはり中学校という方向に、積極的な施策が打ち出されていってるという、そういう現状をしっかりと認識していただきたいというふうに思うわけです。だから、きちっと的を射た答弁を町長のほうからお願いしたいと思うし、あと担当課のほうで今回の4月から6月の間の6歳に達する幼児というふうなことです。一時的に県の医療費助成の対象にならないというふうに、そのために施行を4月からというふうにしてあります。これの対象幼児の人数とか、それに伴う予算関係、これはどのようになってるのか、伺いいたします。その2つ、答弁お願いいたします。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 4月から6月までの小豆島町における該当児童、この児童につきましては、現在のところ37名というふうに推定いたしております。平均的な医療費等をこれまでの医療費等で試算しますと、約20万円の費用がその3カ月で必要であろうというふうに思っております。これが8月から県の補助とあわせて実施されますと約80万円がプラスとなりまして、年間この事業に関して100万円程度の数字が必要だというふうに試算いたしております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 竹内副町長。

副町長（竹内章介君） 村上議員のご質問に、町長ではございませんがお答えをさせていただきます。

まず、塩田町長の施政方針、十分にお聞きいただいたと思いますが、全く塩田カラーを出しての新しい施政方針、わかりやすい文書表現でお聞きいただきました。その全体の考えの中で、これも考えていただくべきものでありまして、これ一つを取り上げて是が非かという話ではありませんので、町政全般にわたって町長がどこに力点を置いて、どういう考えで子育て支援についてもやっつけようとしておるかという話の中でご理解をいただきたいと思っておりますので、予算審議の中でなお疑問点があればお話をいただいたら構わないと思っておりますが、そういう目でひとつご理解をいただきたいというか、お考えをいただきたいと思っております。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 今の議案の中で、一時的に県の医療費助成の対象にならない地域、これは県下ではどうなってるんでしょうか、お願いします。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 現在の県下の状況等でございますが、2月末現在で調べております。県下17市町のうち、2月末の現状では6歳未満が2市6町、それから小学校就学前までが1市1町、1年延長の7歳未満が1市2町、中学校修了までが3市1町でありまして、そのうち今回の県の補助の改正ということで、該当するのが一番最初の2市6町でございます。このうちの直島、土庄、小豆島の3町が4月1日よりということ。残り2市2町が県と同様の8月1日、残り1町は中学修了までの延長というふうに伺っております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第5号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第6号小豆島町保健医療関係職修学資金貸付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 今回の改正でふえるであろう希望者の予測人数というのがわかれば、それと、希望される方が全員受けられるのかどうかをお尋ねをいたします。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 人数の予測というふうなことでございますが、この制度は平成7年度に創設されまして、現在までに41名の方が受けられております。そのうち8名は、まだ今現役の学生ということで、人数にしましてはそんなに毎年何人も何十人も申し込みがくるというふうなことはございませんでした。今回、このような措置に計画いたしましたので、とりあえず許される申し込みが来られた方全員をできるだけ対象にしたいというふうな意向をもって改正をさせていただきました。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 提案理由として子育て、少子化対策という一遍と、保健・医療・福祉関係職の恒常的な不足解消を図るためにということで、貸付制度の拡充というふうに今回提案理由述べられております。積極的な対策ということで歓迎はしたいというふうに思います。今後、小豆島町において公立病院あり、老健施設であり、また民間とのいろんな介護、ケアの問題あり、その対応なり、運営なり、さまざまな形で人材を確保していくという点については非常に賛成だと思いますし、そのための入り口の段階でのこういう貸付制度というものは重要だろうというふうに思います。ただ、理由がこの2つぐらいになってるんですが、国のほうとしては地域包括ケアっていう構想を持っておりまして、この関連の中でこういう職員が仮に制度を活用し、また地域で小豆島内で仕事をする関係の上で、どのようなこういう人たちの活動なり、雇用なりが確保されていくのか、そこら辺も見合った方向性っていうのをどのように考えておられるのか、その点を伺いたいとい

うふうに思います。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 村上議員ご指摘のように、子育て支援、あるいは本町あるいは島内のこういった職種に対して修学資金をもって確保していこうということですが、大きく資格を持って島に帰ってきてもらおうということが少子化対策と申しますか、元気な子供を産んでもらう人たちにどんどん島で活躍してもらいたい、あるいはすべてのサイクルと申しますか、それで好循環に転じていきたいということが主なことでありまして、今までのようにこういった職種が不足しがちであるから、こういう道へ行く人に修学資金を貸し付けましょうということではありませんで、課長申しましたように希望する方にはすべて貸し付けをしていこうということでございます。ですから、今後その資格を取った人がどれぐらい出てきて、どういうふうに割り振ってというようなことでは、今交渉はもちろん将来のことですからわかりませんが、それと先ほど申し上げた地域包括ケア、あるいは地域包括医療というのは、これは国保病院については従来からやってきておることでございます。今に始まったことではございません。内海病院を中心に、今までも受け入れ福祉の連携ということでやってまいりましたし、その中で現在は悲しいことですがヘルパーさんでありますとか、介護福祉士であるとか、あるいはケアマネであるとか、こういったところの職種はなかなか確保しにくいということも事実でありまして、答弁が点でばらばらになっておりますが、こういうところが足りないからこういう職種にしようということではありませんで、とにかく資格を身につけて島に帰ってもらおうということが一つの大きな目的でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 専門職をするための学校なり、専門学校なり入学してもらって、将来的には2年、4年たった後島に帰ってもらおうというふうなことから、そういう形ってというのは島に帰りたいが、しかし受け入れが行政レベルでもなかなかないんだというふうなこと、こういう福祉関係、医療関係は非常に労働の過重な状況に置かれる中で、賃金がそれに見合っていないという状況も聞かれます。そういう中で、こういう制度を活用し、Uターンで帰ってこられたというにしても、希望を持ってしても、その地域なりが受け入れる、そういう職場が担保されていないと、なかなかUターンという思惑のようにはいかないというふうになるだろうと思うんですね。そこら辺の見合った環境整備というのは、やはり行政としてこれだけの制度を拡充していくのであれば、ぜひ将来の見通しを持ったそういう対策もきちっと打ち出していくということが整合性につながっていく



だろうし、皆さんにも喜ばれていくというふうに思いますので、そういう点について見通しの持った考え方を示していただきたいなと思いますが。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 村上議員のご指摘のとおりだと思います。所信表明でも地域医療、地域福祉の拡充については心を込めて述べたつもりでありまして、そのための専門スタッフの確保というのは当然の前提になっていると思っております。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 施設等というふうな文言がありますが、この文のいうたら定義づけはどのようになっておられるのか、小豆島全体でと考えるのか、香川県と考えるのか、小豆島町と考えるのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

住民福祉課長（森 弘章君） 当然町の予算でございますので、まず優先的に町内の施設というふうな解釈をいたしております。

先ほど申し上げて、ちょっと言いそびれましたが、41名が利用されて、今現役が8名、そのうち15名が内海病院を初めとする町内の施設で今現在勤務しているというふうな状況でございます、約45、半分近くが町内で就職をされているというふうになっております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 小豆島町とだけ考えると、やっぱり職場を考えると小豆島全体で考えたほうが、そこへ帰ってきて産むというふうなことを考えると、その辺まで含めた全体的な考え方があってしかるべきかなと思いますが、町だけというふうに考えておられるのか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） 従来のこの制度そのものも小豆島町の施設、あるいは広域の施設ということで、町がかかわっておる施設ということで考えております。今後とも同じようなことで、町の施設あるいは町が関与する広域の老人ホーム、あるいは町長の施政方針にありますように、やがては小豆島で2.5次医療以上担えるような病院ができますと、それはこの病院もちろんのことですから、そうすると島全体ということになってこようかと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思いますが。島全体となろうと思っております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第7号内海病院の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第8号小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例について質疑を行います。質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） この条例に賛成をする立場で質問したいと思います。

一つ、この騒音とか破損防止それから水処理とか、産業の発達と地域の住んでる人たちの環境を考えたときに、一体どう考えたらいいのかというふうに思いまして、その騒音とか汚水処理、あらゆることに対してもこの条例が生きるのかどうかをお聞きしたいと思います。

もう一つは、私の聞き違えかもわかりませんが、予算は計上せずに寄付でというふうになちょっと聞いたんですが、それは間違いでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 森議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この条例につきましては、産業の営みによって形成された地域景観を生かしたまちづくりを進めていこうということでございますので、それとあわせてその景観を生かしたような活動もどんどんやっていただきたいということでございます。ですから、騒音とか汚水処理、そういったものについては当然県条例等々ございますので、そちらで対応になるのかなと思っております。

それと、予算は計上せずに寄付のみで、そういうことではございません。あくまでも基金については浄財も含めて積み立てていきたいということございまして、当然必要な経費については町のほうでも財源措置いたしますし、例えば補助金、登録有形文化財に対する補助については当然町費から支出するということでございます。よろしいでしょうか。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） この題名が小豆島町における産業の営みを基盤とした地域活性化を目指す条例についてとなっているのですが、まず最初に食品産業の営みによって形成されたというふうに出たわけておりました、基本理念においても産業の営みによって形成されたとあります。私自身、このまちづくり条例という全体の大きな枠の中での条例を、それぞれのまちづくりというものを幾つか編み出して、その中でこういう食品産業の営みに関しての形成されたという、その分野別といいますか、そういうふうな形での条例にすべきではないのかなというふうに考えております。個々の、例えば以前にも一度申しましたが、馬木とか苗羽関係の食品産業が今歴史的にもいろんな醤油蔵とか、そういうふうな景観が確かにあります。それはそれとしての分野別の問題として、全体のまちづくりの中の一つとして位置づけるべきではなかったのではないかなというふうに思いますし、また地域によって拠点をつくったものを分野別としてその条例の中の一つとして位置づけるというふうなことのほうがよかったのではないかなというふうに思っております。これだけを注視した条例という、地域活性化の条例っていうのは、すごく一面具体的な面があってもいいんですが、これだけを注視した条例で、ほかはそれじゃあどうなるのかと、農の分野、緑の分野、水の分野、こういうふうなところのまちづくりをどう生かせるのか、そこら辺もあると思うんですが、そこら辺が欠落しているというふうな点においてはちょっと残念かなというふうに思っているところです。そこら辺の全体的なまちづくりをどう考えているのかということを知りたいと思います。

議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

企画財政課長（松本 篤君） 村上議員のご質問にお答えをいたします。

全国的に見ましても、今村上議員がご指摘になったようなまちづくりの基本条例的なものがございまして、各項目ごとに各号列記でこういった分野をとというのがございます。ただ、今回につきましては、小豆島非常に魅力ある素材がたくさん多うございまして、その中でおのおのを一つずつまちづくりの基本として位置づけていきたいということで、まず今回はひしおの関係、産業の営みと芸術、そういったものをまちづくりの基本として行うということで条例化をさせていただきました。と申しますのも、全国的にあるまちづくり基本条例は、あくまでも理念条例的なもので余り実効性がないというようなものが多々ございます。そういった中で、今回は具体的なものとしてつくって上程、提案させていただいております。今後、村上議員ご指摘のあるような、そういったものもおのおのつくっていければと思っております。ですから、あくまでも小豆島のいかに島の魅力づくりに持っていくか、そういったものための条例ということでご理解をいただけたらと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 担当課長の説明はわかりましたが、やはり全体的な分野別のまちづくりっていうのを打ち出し、その中で個別的な必要性がある場合は条例設定というふうになると思うし、小豆島独自であれば小豆島は全体が海に囲まれています。海の資源の問題、すなわち漁業との関係の問題、海の幸をどう守っていくのか、作り出していくのか、そこら辺の位置づけの問題もあると思いますし、山については緑をどう生かしたまちづくりをつくっていくのかという問題もあります。海と山の関係、そういうものが全体がイメージできるようなものが、私はやっぱり必要ではないかなと、大枠の中で。その中で、どうしても必要な条例制定というのはそこで予算化、財政をそこで基金積んだりとかやっていくわけですから、当然そういうふうなことも出てくるかと思えます。ただ、住民から見て全体の小豆島、どういうふうな方向で町をつくっていくのかっていう点については、住民の皆さんがどのように考えるのかという点については、やっぱりイメージしにくいかなというふうに思っております。どうなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 副町長。

副町長（竹内章介君） どうも人それぞれの考え方の相違たるところへ入っていておりますが、この全体のまちづくりをどうするのかというのは、まさに塩田町長の施政方針でありますし、これは広報というか、ブログでも出ておりますし、ホームページでもアップしておりますから、これが全体の小豆島をどうしていくかというまちづくりの基本なんです。今回条例化したのは、特に基金を設立して重点的に支援していこうというところでございますので、これはこれでピンポイントで非常にわかりやすいかなと思っております。以

上です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第9号小豆島町芸術文化のまちづくり条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第10号小豆島町坂手辺地総合整備計画の変更について質疑を行います。

本案については、本日採決いたします。

質疑はありませんか。6番森議員。

6番（森 崇君） この坂手地区というのは、私たちも避難訓練なんかするんにはお手本の地域でございます。何でこんな地域が団結して助け合いしよんかかって聞いたところ、昔大火があったと、道が狭かったというのを聞いたんですけど、これは賛成でございますけど、小型動力ポンプ、これはほかの地域はもう必要なくなっているんでしょうか。大体車が入れる、消防が入れるという地域でしょうか。ほかの地域は一体どうなっているか、それだけお聞きします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（中桐久志君） 小型動力ポンプのご質問ですけれども、どこの消防団も持っております可搬ポンプです。どこの消防団も整備をしておるポンプでございます。

6番（森 崇君） はい、結構です。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第11号小豆島町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第12号平成23年度小豆島町一般会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会所管分は総務建設常任委員会に、教育民生常任委員会所管分は教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことにしたいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会に付託をして審査をしていただくことに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第13号平成23年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第14号平成23年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第15号平成23年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第16号平成23年度小豆島町介護保険事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第17号平成23年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 議案第18号平成23年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 議案第19号平成23年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第20号平成23年度小豆島町水道事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 議案第21号平成23年度小豆島町病院事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は教育民生常任委員会

に付託することに決定されました。

議長（秋長正幸君） 次、議案第22号平成23年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第2 発議第1号 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に慎重な対応を求める意見書

議長（秋長正幸君） 次、日程第2、発議第1号環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 発議第1号環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に慎重な対応を求める意見書。

上記の案件を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。平成23年3月7日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員渡辺慧。

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への参加に慎重な対応を求める意見書。

政府は、現在米国や豪州などが参加を表明している環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）について、情報収集を進めながら関係国との協議を開始する方針を示している。ＴＰＰは、すべての物品の関税を原則撤廃し、貿易の自由化を求めるものであり、それによって国内の農林漁業生産額の減少、食料自給率の低下などを初め、農山漁村の維持存続を根底から揺るがすことになりかねない。農林漁業を基幹産業とする地方にとっては、現在でも長引く経済不況により地域経済は疲弊し、雇用情勢は厳しさを増し、少子・高齢化により大きな岐路に立たされている状況にあり、ＴＰＰへの参加により、さらに深刻な影響を及ぼすことが憂慮される。よって、国におかれてはＴＰＰへの参加について、下記のとおり慎重

に対応されるよう強く要望する。記。

1、T P Pへの参加については、国民に対し十分な説明責任を果たすとともに、国会での審議などを通じ、国民の合意が得られるよう慎重に検討すること。

2、国際貿易交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を健康的に実施すること。特に、農業分野に関しては、多様な農業の共存を理念とする我が国のこれまでの基本方針を堅持し、食の安全確保と安定的な供給はもとより、食料自給率の向上、農林漁業の振興等を損なうことのないよう対応すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年3月7日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） T P Pの意見書については、日本共産党も提出をお願いをしたところなんですけれども、農協からも要請が来ているということで文書を見ましたけれども、この内容っていうのは本当に日本の国のあり方を変える重大な内容だと思います。それで、農協のほうでも断固反対しているというふうに要請文の中に書かれております。

今回の意見書なんですけど、慎重な対応を求めるということで、特に1番では国民の合意が得られるように慎重に検討することとなっているんですけれども、これは余りにも国民の合意が得られればいいのかと、そんなふうなんですけれども、内容からいって反対とはっきり意見書で表明するべきではないかと考えますが、その点はどうしてこういう慎重な対応という中身になったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

5番（藤本傳夫君） 現在、各会合等でT P Pに関しての、全国でもその話が出ておりますが、今農林水産業だけの話を飛び出して話するような意見がございますが、実際的には金融経済のほうの、そっこのほうの意見が最も強く後に影響してくる話でありまして、今現在もっと慎重に話をするべきであるという意味でこれを出しております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は総務建設常任委員会

に付託することに決定しました。

本日、各委員会に付託しました議案の審査報告は、3月22日の本会議にお願いします。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は3月17日木曜日午前9時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時18分